

令和6年度第1回地域包括支援センター運営協議会 会議録

項目		内容
開催日時		令和6年12月25日（水） 午後7時40分から午後8時10分まで
開催場所		二宮町役場 第1会議室
出席者氏名	委員	10名 定本貴明会長、上杉栄子副会長、齋藤昌久、吉澤学、佐々尚美、菅澤富枝、松井陽代、望月真里子、小笠原圭、前島直美
	事務局	7名 健康福祉部長 高齢介護課長、介護保険班長、介護保険班員1人、高齢福祉班長、高齢福祉班員1人 地域包括支援センター管理者
欠席者氏名		なし
議 題		1. 議題 (1) 令和5年度地域包括支援センター事業実績報告について (2) 令和5年度地域ケア会議のまとめについて (3) 令和5年度認知症に関する相談件数について (4) 令和5年度認知症総合支援事業実績報告について (5) 令和5年度生活支援体制整備事業について (6) その他

発言者	議題・発言内容及び決定事項
	<u>1. 議題</u> <u>(1) 令和5年度地域包括支援センター事業実績報告について</u> (資料A) 地域包括支援センターより説明
地域包括支援センター	
会長	ありがとうございます。この資料Aに関して質問等ありますか。
委員	6. その他の(5) 町高齢者サービス実態調査の中で、ほっと安心ヘルパーとあるのですがどんなですか。
地域包括支援センター	こちらはシルバー人材センターさんが行う事業に関して、町の方で申請をして認められた方は半額で利用できるというものです。0名という形で、私たちの方が直接町からの依頼で訪問で実際の把握をしたケースに関しては0件という形になっております。
委員	事業としては、どういうものなんですか。ほっと安心だから、こういう内容なのかなと。
事務局	先程包括支援センターからお伝えしたように、シルバー人材センターに委託して行っている事業になりますが、部屋の掃除やゴミ出し、草刈等の簡易な生活援助を、通常利用料の5割程度でご利用できるものになります。対象者は住民税非課税世帯の方になります。
委員	わかりました。ありがとうございます。
会長	ありがとうございます。資料Aについての質疑応答はこれで終わります。続いて、議題の(2) 令和5年度地域ケア会議のまとめについて、資料Bについて担当者から説明よろしくをお願いします。
地域包括支援センター	<u>(2) 令和5年度地域ケア会議のまとめについて</u> (資料B) 地域包括支援センターより説明 (質疑応答なし)
会長	続いて、議題(3)、令和5年度認知症に関する相談件数について

	資料Cについて担当者から説明よろしくお願いします。
地域包括支援センター	<u>(3) 令和5年度認知症に関する相談件数について</u> (資料C) 地域包括支援センターより説明
会長	ありがとうございます。資料Cにつきまして質問等ありますか。
委員	読み方が今ひとつ分からなくて申し訳ありません。この101件の相談をした方の中には、すでにもう介護保険を受けていたりとか、いろいろな支援を受けていたりとか、そういう方ももちろん入ってますよね。それでも最近ちょっと進んでるとか、そういうご相談が多いということですか。
地域包括支援センター	そうですね。相談の中で認知症というところを主に相談をしてくださる件数を抽出していますので、認知症というところを目的にご相談いただいたのが、この件数になっています。
委員	認知症のことを相談したいんですっていうのは101件で、相談されたご本人とかいろいろあるけど、要するにサービスを受けて診断も受けてみたい方も混在しているってことですよ。
地域包括支援センター	そうですね。どちらかというは今現在サービスを使っている方、もちろんありますけども、例えば身内の話であったりとか、近所の方の話といったそういうところの方が多いかなと思っています。
委員	相談後の対応でいくつかあるじゃないですか。その先、例えば専門機関に受診するとか、介護保険使うとかみたいな、この先また出口があるんですよ。
地域包括支援センター	はい、もちろん。その後の対応ということで、その相談をいただいた時にその後どういう対応したかっていうところをまず書いてありますので、もちろんそのあと介護保険の申請のところであったりとか、受診のところ、ご助言だったりを含めて書かせていただいております。
委員	そこからケースによっては繋がっていくっていうふうに見ればい

委員	いってことですね。 資料 A のところと今回ご説明いただいた資料 C のところでも、相談の方法として今メールというところもお話をお伺いいたしました。地域包括支援センターに相談をしていただくためには、周知をして認知度を上げていくということと、相談のし易さという相談へのハードルを下げるというところ両方のアプローチが必要だと思うのですが、そういう点ではこのメールというところもひとつ相談のし易さという、ツールとしては、すごく有効なのかなというふうには考えています。ただこのメール相談できますよっていう周知をどのように今展開していращやるのかということであったり、何かそこをお伝えするときに何か大事にしていращやる工夫だとかがありましたら、教えていただけるとありがたいです。いかがでしょうか。
地域包括支援センター	そうですね、今例えばメールでの問い合わせもできますというところを、何かに記載して多く周知しているということがあまり多くはないです。私たちも先ほど資料 A の方でも説明させていただいたように、地域の方に結構出向いて講座をさせていただく際とかですね、何かありましたらどうぞご相談くださいっていうところで、基本的には電話番号とか町役場にいますからといったかたちで、結構周知することが多いのです。メールでご相談いただいた際は例えば、遠方に住んでいращるご家族の方々のツールっていうのは結構多くてですね、相談とか包括支援センターと調べる中で、二宮町の包括支援センターのところにたどり着いて、そこでメールアドレスを知ってやっていただいたというところがあるかなと思いますので、そのメールっていうところが今後相談というところでは増えてくることを考えますと、まずその周知を、私たちも考えていかなきゃいけないなと思いました。ありがとうございます。
委員	よろしく願いいたします。QRコードで読み込むと繋がるとか、いろいろ工夫されていращる方も多かったり、あと他地域で平塚市の方からは、アウトレットがオープンした時に、すごく地域包括支援センターの相談が増えて、その別居家族からの相談が増えたようなところもあって、これっていろいろなところからの相談という

	ところを、どういうふうに発信したら効果的なのかっていうところを考え、一緒に考えていけたらいいなと思いますので、今後ともよろしくお願いします。
会長	ありがとうございます。それでは、資料Cの質疑応答を終わりにします。続いて、議題（４）、令和５年度認知症総合支援事業実績報告について、資料Dの担当者から説明をお願いします。
地域包括支援センター	<u>（４）令和５年度認知症総合支援事業実績報告について</u> （資料D）地域包括支援センターより説明 （質疑応答なし）
会長	続いて、議題（５）、令和５年度生活支援体制整備事業について、資料Eの担当者から、説明をお願いします。
地域包括支援センター	<u>（５）令和５年度生活支援体制整備事業について</u> （資料E）地域包括支援センターより説明 （質疑応答なし）
会長	続いて議題の（６）、その他について、ご質問等いかがでしょうか。
委員	はい。そもそも素朴な疑問なんですけども、地域ネットワーク会議、防災に関してのいろいろなグループワークに参加させていただきました。それから、先生もそうですが、医療の防災の方の訓練にも参加させてもらっています。そして共通して、それぞれの役場の方は大変だと思うのですけども、そもそも介護で動いている職員さんと、防災でみえている職員さんの、役場内での定期的な会議とかは持たれているのですか。
事務局	防災の会議の定期的にとりますと具体的にいつというような回数を決めてというのではないのですが、その都度、議事があったりとか検討する必要がある時には連携を取ってさせていただいてるような次第になります。応急救護所訓練とか、先生方にご協力いただいている部分は、専門職も参加させていただいているというようなところで一緒にというようなところを書かせていただいているようなところになります。防災がらみのところになりますと個別避難計画の作

委員	成というようなところは協働でやっているような形になるので、そこをやはり対象者がいて都度というような形をとらせていただいているような次第であります。 そうですね、小さい町だからというか、その個別で大きい市とかは多分できないと思うのですよね。ああいうことをやられているのすごくそれいいなっていう感想も含めてですね、定期的にそれを関連してる項目が出てきてるんで、定例会みたいのが役場の中であつた方が私はいいいのかなとちょっと思った次第です。それが 1 点ともう 1 点は、先ほどの相談の件数のことなのですが、例えば薬剤師会で交流会、市民公開講座とか、それから子供の何か体験講座みたいなものを申し込む時に、コロナ明けのパンフレットにですね、QRコードをつけたのです。ものすごく以前の 10 倍ぐらいの申し込みで、今スマホを持っている人がいるので、それもちょっと手かなと思ったので、ちょっと一言。はい、以上です。
会長	ありがとうございます。これをもちまして令和 6 年度第 1 回地域包括支援センター運営協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。 【閉会】